

## 南極条約

### 南極条約 なんきょくじょうやく

Antarctic Treaty 各国が南極地域を利用する場合の原則等を示した条約である（1961年発効）。1957～58年の国際地球観測年（IGY）に南極で観測を行なった日、米、英、仏、ソなど12カ国が南極地域における国際的な観測協力体制を維持、発展させるため1959年に採択した。南極条約は、南極地域の軍事的利用の禁止、科学的調査の自由と国際協力の促進、領土権の凍結、条約遵守を確保するための監視員制度の設定、条約の原則維持及び目的達成に向けての措置を立案する会合の開催等、南極利用の原則を定めている。南極条約締約国の中でも、南極に基地を設ける等、積極的に科学的調査活動を実施している28カ国は、南極条約協議国と称され、定期的に南極条約協議国会議を開催している。2006年6月現在、締約国数は45。

---

<登録年月>  
2006年09月

---

---